

板橋区地産地消・農産物安心確保促進事業費補助金交付要綱

(平成20年4月28日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、都市農業の特性を生かした地産地消の拡大及び安心農産物の生産安定・供給を目指し組織された営農集団（以下「集団」という。）の生産又は販売活動事業に要する経費の一部を補助することにより、集団参加農家の企業的経営の確立を図り、集団が区内農業発展の原動力となることを目的とする。

(補助の交付対象)

第2条 補助の交付対象は、集団が行う、次の各号に掲げる経費の一部とする。

- (1) 栽培施設類の整備に要する経費
- (2) 販売施設類の整備に要する経費
- (3) 消費者啓発又は宣伝用パンフレット類の作成に要する経費
- (4) その他区長が必要と認めた経費

2 補助金の交付申請を行うことができる集団は、補助金にかかる会計年度の国又は東京都の農林水産に関する補助事業の適用申請を行っている又は事業認可を受けている集団とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助金にかかる会計年度の予算の定める額の範囲内とする。

(交付申請)

第4条 集団の代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に集団規約、会員・役員名簿、事業計画（第2号様式）及び収支予算書（第3号様式）を添えて区長に提出しなければならない。

(交付額の決定)

第5条 区長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書（第4号様式）により集団の代表者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第6条 集団の代表者は、補助金の交付決定通知を受けたときは、補助金交付請求書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の補助金交付請求書が提出されたときは、補助金を交付する。

(実績報告)

第7条 集団の代表者は、補助金の交付を受けた集団の事業が完了したとき、又は、補助金にかかる会計年度が終了したときは、速やかに事業実績報告書（第6号様式）に実施事業概要、収支決算書（第7号様式）その他必要書類を添えて区長に提出しなければならない。

(決定の取消)

第8条 区長は、補助金の交付を受けた集団が、次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 交付した補助金に余剰が生じたとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(指導)

第9条 区及び板橋区農業委員会(以下「委員会」という。)は、集団の活動事業について、必要があると認めたときは関係農業団体と協力し、指導援助にあたるものとする。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、この要綱に定めのあるもののほか、産業経済部長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月28日から施行し、同年4月1日から適用する。